

東部地区小・中学校等5年経験者研修実施運営委員会設置要綱

- 1 目的 5年経験者研修事業を効果的に実施するため、東部地区小・中学校等5年経験者研修実施運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2 構成 (1) 委員会の構成は次のとおりとする。
 - ア 委員長 1名
 - イ 副委員長 若干名
 - ウ 委員 若干名(2) 委員会に幹事若干名をおく。
(3) 委員及び幹事の任期は1年とする。
ただし、再任は妨げない。
(4) 委員及び幹事は、県教育委員会教育長が選任する。
- 3 会議 会議は委員長が召集する。
- 4 所掌事務 委員会は東部地区小・中学校等5年経験者研修実施要項の作成及び事業の推進・運営に当たる。
- 5 事務局 (1) 委員会に事務局をおく。
(2) 事務局は幹事をもって構成し庶務をつかさどる。
- 6 その他 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。